

# 第1回 松伏町子ども・子育て支援審議会 議事録

- 日時 : 平成25年8月2日(金) 午後3時00分～5時25分  
○場所 : 役場第二庁舎301会議室  
○出席委員 : 飯山 吉晴、石井 貞人、井 裕美、大塚 節子、小島 朗、塩原 映子、  
鈴木 優、竹田 春美、若盛 清美、若盛 正城(10名)

○議事 :

- (1) 会長並びに副会長の選出について
- (2) 子ども・子育て支援新制度の概要について
- (3) 松伏町子ども・子育て支援事業計画策定までのスケジュールについて

○配布資料 :

- 資料1 松伏町子ども・子育て支援審議会委員名簿  
資料2 関係法令等  
資料3 子ども・子育て関連3法について  
資料4 地方版子ども・子育て会議について  
資料5 松伏町子ども・子育て支援審議会と町における今後の作業等について  
資料6 「市町村子ども・子育て支援事業計画」作成時の利用希望などの把握  
について  
資料7 調査票のイメージ  
資料8 基本指針の主な記載事項(計画作成指針関係)  
資料9 子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)  
資料 松伏町次世代育成支援地域行動計画(後期行動計画)

## 1 開会

- 司会 : ただ今から、第1回松伏町子ども・子育て支援審議会を開催する。  
事務局 : 委員の皆様には、お忙しいところ、また暑い中出席くださり、ありがとうございます。  
また、委員就任をお引き受けくださったことに感謝いたしたい。  
司会 : 委員の委嘱に先立ち、町長からあいさつを述べたい。  
町長 : お忙しい中のご参加、ありがとうございます。本会議は新たな制度に基づく会  
議であり、国が子どもと子育ての支援にしっかり力を入れていくための制度で  
ある。この会議の位置づけは、町が子育て支援に関して制度の枠を広げようと  
する時、または狭くしようとする時には、必ず皆様にお諮りすることになる。  
重要な会議なので、よろしくご審議、ご協力をお願いいたしたい。  
町長 : (委員委嘱)  
事務局 : 審議会委員の任期は2年間となるので、よろしくようお願いいたしたい。なお、町  
長はこの後、他の公務があるため、退席する。  
(町長退席)

## 2 委員紹介

司会 : それでは各委員から、自己紹介をお願いしたい。

委員 : (自己紹介)

## 3 議事

### (1) 会長並びに副会長の選出について

司会 : 議事に入るが、会長が選出されるまでは福祉健康課長が進行を務めさせていただくこととする。

福祉健康課長 : 資料2の松伏町子ども・子育て支援審議会条例の第5条に基づいて会長が選出されたら、会長に議事を託したい。会長、副会長の選出について、選出の仕方もしくは推薦など、ご意見があればいただきたい。

小島委員 : 事務局案を提示していただいたらどうか。

委員 : 異議なし。

事務局 : ご意見をいただいたので、事務局案を提示したい。事務局からは、若盛正城委員を会長に、飯山吉晴委員を副会長ということで提案いたしたい。

委員 : 異議なし。

福祉健康課長 : では、若盛正城委員が会長、飯山委員が副会長ということで決定したので、よろしくをお願いしたい。席を移した後、会長からごあいさつをお願いしたい。

会長 : 会長を仰せつかった。これからよろしくお願ひ申し上げたい。私は全国の認定こども園協会の代表として、2年くらい前から国の委員会にも携わってきた。認定こども園は、学校法人の幼稚園と、社会福祉法人の保育園を一本化して、保護者が働いているかどうかにかかわらず、誰でも利用できるようにするという趣旨に基づく施設である。幼稚園は文部科学省所管で、教育基本法に基づいている。また、保育園は厚生労働省所管で、主に社会福祉法人が、保育を必要とする子どものために運営している。国としては、待機児童問題の解消も目的の一つにしているが、最近では労働力確保の視点も生まれてきている。このように3～4歳の教育と0歳からの保育を一本化しようと論議してきて、先日の7月26日の会議で、大枠において合意したばかりである。平成27年度以降の教育・保育・子育て支援に係わる事業の量の見込みを算出するため、各市町村がニーズ調査をする必要があるということになった。また、今年4月以降、各基礎自治体でも、子ども・子育て支援を開催し、事業計画を策定して県を通じて国に報告することになっている。7月半ばには県でも会議が開催された。この松伏町でも充実した内容の計画を作っていきたいので、皆様のご協力をお願いしたい。

副会長 : 私自身、幼稚園に関わってまだ4年目ということもあり、他にふさわしい方がいらっしゃるのではないかと思ったのだが、事務局からの提案ということなので、受け入れて頑張っていきたい。よろしくお願ひしたい。

司会 : 議事に先立ち、資料の確認を致したい。皆様のお手元にあるのは、資料1～9と平成22年3月策定の「松伏町次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」なので、ご確認願いたい。

会長 : 保育園保護者の代表の方や公募に応じてくれた方もいらっしゃるので、それぞれの方の今までの思いなどを、堅苦しくなく話し合っていきたい。資料3～9については、事務局から説明していただく。その前に、「子ども・子育て会議」や「認定こども園」という言葉をこれまでに耳にしたことがある方はどれくらいいらっしゃるだろうか。

→（複数の委員が挙手）

私も色々な会議に参加し、国の委員の一人として内閣府から説明を受け、提言もしてきた。今日の会議の資料は、国の直近の会議の資料も含んでいるので、最新の内容となっている。わからない点もあると思うが、まずは事務局から説明を受けて、次へ進めていきたい。

## (2) 子ども・子育て支援制度の概要について

事務局 : (資料3、資料4に基づき説明)

- ・ 制度の概要を説明。
- ・ この審議会の位置づけについて説明。

会長 : 資料4については、私たちがこの会議において何をしていくべきか、どのような人たちが参画していくのかということが書かれていた。資料3については、十分に理解できたであろうか。初めて耳にする言葉も出てきたことと思われる。たとえば資料3のP.5に出てくる「給付」という言葉は、国から補助されるお金のことで、施設にとっては運営費ということになる。「施設型給付」の施設とは、幼稚園や保育所など20人以上の子どもを預かっている所を示しており、施設型給付とはその施設に対して運営費が出ることを意味する。「地域型保育給付」は19人以下の子どもを預かる施設が対象となるが、松伏町には該当する施設がない。P.16にある「施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、・・・・法定代理受領の仕組みとする。」の文言の趣旨は、本来は給付は国から保護者に対して支払うべきものだが、その保護者の子どもを預かる施設に対して払うことになる。「法定代理受領」とは、認定された園（施設）は保護者の代理として国からの給付を受け取るという意味である。3つ目の○では、そのための契約について書かれている。市町村がその施設に子どもを入所できるかどうかの判断をし、その際に保護者と施設の間で契約が結ばれる。それを「公的契約」とする。その場合には、施設は責任をもって受け入れること、これを「応諾義務」という。P.16の4つめの○の中に記載されている「※」の部分は、断る場合には明確な理由が必要であることが書かれている。資料4に出てくる「PDCAサイクル」という言葉は、P＝プラン(Plan)、D＝ドゥ(Do)、C＝チェック(Check)、A＝アクト(Act)を意味しており、その繰り返しをし

ていく。もしも実態に合わないことが出てきたら、審議会にかけて、委員の意向を踏まえて計画の内容を見直し、質の高いものにしていくことになる。資料3のP.2で出てくる待機児童について、町の現状はどのようになっているか。

事務局 : 松伏町では、待機児童は現在のところ0人である。

会長 : おかげ様で町はワーストを免れている。今後、実施されるニーズ調査では、子育て支援に関するサービスを望んでいるかどうかの質問が設定される。短時間を望むのか、長時間を望むのか。望むのであれば、もっと多くの預かれる施設が欲しいと思っているのか。また、数で充足しているのであれば、質の改善にまで踏み込んで言及していかなければならない。資料3のP.2には「地域子ども・子育て支援の充実」とある。資料3のP.24に地域子ども・子育て支援事業の対象範囲として13項目の事業が掲載されている。今後、ニーズ調査を通じてニーズが明らかになるようであれば、検討していかなければならない。

### (3) 松伏町子ども・子育て支援事業計画策定までのスケジュールについて

事務局 : (資料5、資料6、資料7に基づき説明)

- ・資料6、7はニーズ調査案のたたき台で、次回の審議会でも検討していただいて、松伏町版の調査票を作っていきたい。この調査票を対象となるご家庭に配布するイメージである。資料7が調査票、資料6はそのダイジェスト版のような内容である。
- ・ニーズ調査は、乳幼児世帯600世帯、就学児世帯600世帯を対象として配布する予定である。現在、松伏町には、乳幼児が約1,600人、小学生が約1,900人居住している。この中から、兄弟が重複しないように調査対象世帯を抽出していきたい。
- ・前回調査時は、推計値が多めに出てしまったり、地域子育て支援拠点事業などあまり知られていない事業については推計値が少なめに出た等の反省がある。また、保育児童が5万人増加しても待機児童は約1,000人ずつしか減少しないという現象は、潜在的ニーズがまだあるということの裏付けと考えられる。
- ・資料7のP.1、2は大きく修正された部分だが、これは前提がよくわからないままに保護者にニーズを尋ねても、正確なニーズが把握できないという反省から加えられた。
- ・国から示された調査票イメージは1パターンだが、松伏町では小学生用、乳幼児用の2種類の調査票を作成する予定である。

会長 : 乳幼児家庭と小学生家庭の両方の調査票を作成するという点が松伏町らしい点である。当初、示されたのは乳幼児家庭向けだけのアンケート票であったが、ここには待機児童を減らしたいという目的がある。しかし、待機児童の問題は主に大都市における課題である。地方や山間部では幼稚園、保育所の違いがどうか言っていない状況にある。昔は、保育が必要になるのは農繁期だけ

であった。子どもを預かる場所も寺などが普通であった。現在、待機児童の解消が課題となっているのは、近隣では、三郷市や吉川市など新たにマンションが増えた所などである。いずれにせよ、ニーズ調査の結果と幼稚園、保育所でどれだけ預かれるかという実態をつきあわせ、ニーズに対して不足しているならば増やしていかなければならない。隠れ待機児童の問題もある。横浜市では保育コンシェルジュを設置しているが、コンシェルジュとしては、専門の技術を持つ人材がアドバイザーにならなければならない。また、子ども・子育て支援事業の13項目とリンクして、学童のことも考えなくてはいけない。国の委員会では、保護者に対してもっとわかりやすい説明を、と意見してきた。資料7のP.1、2が加わったことにより、国の子ども・子育て支援会議でもわかりやすくなったと好評であった。しかしながら、3月に配布された「おしえて！子ども・子育て支援新制度」というパンフレットは、わかりにくいと思われる。たとえば、子育てをめぐる課題の解決として、課題1に対しては「質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供します」とあるが、ここに出ている「学校教育」という表現は学校教育基本法から出てきている。しかし、ここで「学校教育」という文言を使うと、学校なのだから評価をしなければならぬと早とちりする施設が出てくる懸念もある。本来、幼稚園は遊びを通じての教育を行うべきである。国は実情を知らないので、安易に法制度から「学校教育」という言葉を使用しているが、制度をわかりにくくしている一因となってしまった。ニーズ調査の内容は、検討と修正を重ねており、お手元の資料は7月26日現在のものだが、パンフレットの方は3月に出されており、ズレがあるということを確認しておいていただきたい。また、ニーズ調査については、回答する保護者になったつもりで、回答しやすいか、内容がわかるかという視点から次回の審議会までに読み込んできていただきたい。

事務局 : 資料8、9については、議題「その他」の時に説明致したい。

会長 : ここまででわからない点などはないだろうか。

副会長 : 幼稚園の園長としての立場で聞いていても、国の子ども・子育て関連3法についてはわからない点もあったが、各市町村をあげて子育て支援に取り組んでいくことや、平成22年3月策定の計画との違いなど、徐々にわかってきたこともある。公募に応じられた竹田委員は保護者の立場から会議に参加されていると思われるが、ご意見をお聞かせいただきたい。

竹田委員 : 1歳5か月の息子がいる。子育てでは日々色々なことに直面する中、この審議会の募集があったので応じた。私自身保育士の資格を持っており、学童クラブで仕事をしている。保育園、幼稚園の職員の立場と親としての立場の両方を知っているが、なかなか考えがうまくまとまらない。一つお聞きしたいのは、ニーズ調査では調査対象者をランダムに把握するということだが、一言に乳幼児といっても、0歳児の親と3歳児の親、または就学直前の子どもの親のニーズは違っている。そういったことを踏まえて平均的に抽出してほしい。

事務局 : 乳幼児については、各年齢から 100 人ずつランダムに抽出する予定である。また、小学生については、各学年から 100 人ずつ抽出する。

竹田委員 : 久しぶりに子ども全体のことを真剣に考える方のお話を聞いた気持である。確かに、これまで勤めた施設の中にも、子どもに教育をしなければならないと考えている施設はあった。そうになると、できる子、できない子という区別が生まれてしまう。働いている中でそういったことに疑問に思っていたが、国からの指針もあるということで、ジレンマを感じていた。また、子どもの親の立場からすると、幼稚園や保育園に入る前の時期の大変さを実感している。銀行の通帳一つつくるのも、コンビニで支払いするにも子どもを抱えながら行うことがこんなにも大変なことかと驚いている。母乳育児をしているので子どもと何時間も離れられない。用事を済ますために 30 分間ほど預かってくれるという所もない。

会長 : 制度のことなどわからなくて当たり前だが、その上で、色々なことを考えている方に入っていただきたい。保護者の立場から参加されている井委員はいかがであろうか。

井委員 : 今後、保育園の申請の仕方が違ってくることなど、わからないことも多い。

会長 : そういった制度の変更などは、平成 27 年度以降のことなので、現時点では何も決まっていない。保護者を困らせるために制度を作ったり変更したりする趣旨でないので、現時点ではこうあってほしいという意見を反映させていきたい。

井委員 : 今までとは違うという話が出てきたので、不安になってしまった。

小島委員 : 中小企業を代表する立場からみると、生産年齢人口が減少し、労働力不足が避けられない中、主婦の方の労働力は大変貴重である。課題となるのは、急に休まなければならなくなった時の緊急時の問題と、長期的に休まなければならぬ時の支援体制である。たとえば、中小企業と大企業がタイアップして支援体制を整備したり、国や町などからの援助が得られればと考える。

大塚委員 : ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援センターの事業を委託されている立場として、今後、地域の中でどのように動いていくか、新たな方向で考えていく必要性を感じた。行政サービスの隙間を補うことができたらと、平成 18 年に NPO を立ち上げ、7 年間松伏町ならではの子育て支援を行ってきた。また、会長のお話から、幼児への教育を「学校教育」とくくってしまうと間違った認識を持ってしまう懸念があるということから、子育て支援に関する NPO 活動を掘り下げ、行政がやっていないことに対してアンテナを高くして取り組んでいきたいと考えた。

石井委員 : 保育園の立場としては、やはり入所の仕方の変更などは気になる点である。また、あるべき教育の考え方を前面に出したいが、字を教えるなどの教育に対する保護者の希望が多いという実態もある。おそらく小学校就学を前にして保護者も不安になっている面もあるであろう。しかし、そうではないんだよということも保護者にもわかってもらいたいと考えている。

会長 : 親の希望という声もあるが、子どもの育ちに何が必要かということを経営者の園長はプロとして考え、保護者にも啓発していかなければならない。国際的にみると、日本の児童の学力は低いのだが、それは就学前の幼児期の教育のあり方にも責任がある。親が要求する目先のことだけを考えるのではなく、質の高い教育を提供するという大きな課題がある。質の高い教育とは、子どもの発達の度合いに応じてやっていくということ、それが園長の役割でもある。

石井委員 : 福祉の支援が入っている家庭もあるが、そこまでいかに生活がやや乱れがちな家庭もある。保育園だけの支援には限界がある。そこに手を差し伸べていただければありがたい。

会長 : これからの子育て支援は、子育て支援団体やファミリー・サポート・センター、小規模な保育所や企業内保育所企業など、多様な主体とリンクしていくことが必要である。さらには企業や銀行（財政的な支援）など、地域全体でかかわって子育て支援をしていく。

塩原委員 : 自分が小さいころから比較すると、日本の国も変わってきていると感じる。日本の将来を考え、また松伏の子どもの将来を考えて、できることから頑張りたい。

鈴木委員 : 今日初めて知ったことがたくさんあった。今日の資料をあらためて読み返して勉強したい。あわせて明日からの保育も頑張っていきたい。

若盛（清）委員 : これまで制度から見てきて、自分たちが関わる認定こども園がどうなるか、保育所、幼稚園がどうなるか先行きを考えることが多かったが、今日の資料を見てこれまで見てきたことの流れがわかった。4月から地域子育て支援に関連していることもあって、自分の園だけではなく、地域に根差した活動の重要性を感じている。松伏町は保育園が5園、幼稚園が3園、小学校が3校という目が届きやすい環境にある。松伏の子どもたちにとってもっと良いことは何なのか考えたい。また、子育て関連3法にある「保護者が子育てについての第一義的責任を有するという」という理念に基づき、私たちは子どもだけではなく、保護者への支援ももう一度考えなくてはいけない。そのことが地域子育て支援につながるし、これからは認定こども園、保育園、幼稚園だけでなく、ファミリー・サポート・センターや企業とも連携していかなければならない。ただ連携するだけでなく、ともに手をつないでいかなければならないと感じた。

会長 : 保護者が要求するままのことに応えることが支援ではない。保護者が安心して子育てできるようにアドバイスして応援していくことが支援と考える。

若森（清）委員 : お母さんお父さんが「子育てって楽しいな」と自ら感じてもらえるような支援を、ニーズ調査等を通じながら、我々がすくいとっていかなければならないと思う。

#### 4 その他

事務局 : 次回の審議会ではニーズ調査票の内容を検討していただくことになるが、日程

は9月の第1週あたりを考えている。

会長 : 行政として第2回審議会を開催するタイムリミットがあれば教えていただきたい。

事務局 : 年内にニーズ調査結果のとりまとめをする必要があるので、第2回審議会は、9月3日～6日の間に開催したい。その日程で調整がつかないようであれば、前後の日程で設定したい。

会長 : 次回日程はこの場で決定したい。私は9月4日、5日のみ空いている。

井委員 : 9月5日は都合が悪い。

事務局 : では、次回の審議会は9月4日、時間は本日と同じ午後3時から開催したい。

事務局 : 資料8、9について。資料9は国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針の案である。資料8はそのダイジェスト版になる。いずれ必要となる資料なので、提示した。また、委員報酬及び費用弁償に関する連絡事項がある。本日以降1か月以内に振り込む予定であるが、既に町に債権者登録をしてある方はご指定の口座に振り込む。未登録の方には、本日用紙をお渡しするので、必要事項を記入して提出していただきたい。

会長 : 本日の議事は以上である。

## 5 閉会

事務局 : それでは、閉会にあたって副会長からごあいさつ願いたい。

副会長 : 本日の審議会では、2時間半に及んで内容の濃い議論が交わされた。今後ともよろしく願いたい。